

平成23年4月1日
環水大総発第110401004号
環水大自発第110401012号

環境大臣 松本 龍

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）交付要綱

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（水・大気環境分野〔民間団体〕）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、エネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができるものと認められるものの開発又は利用及びエネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するエネルギー使用の合理化又は二酸化炭素排出量がより少ない燃料への転換を行うもの）に限り、かつ、海外で行う場合にあつては我が国のエネルギーの利用の制約の緩和に資するものに限る。）のための事業であり、経済性の面で自主的取組だけでは進まないことに鑑み、第4条に規定する各種事業を実施する事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「CDM」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第12条に規定する低排出型の開発の制度をいう。
- 二 「CDMを利用したコベネフィット支援事業」とは、「CDM」のうち、水質汚濁、大気汚染、廃棄物の環境問題の解決に資するものをいう。
- 三 「京都メカニズムによるクレジット」とは、マラケシュ合意に規定する認証された排出権削減量（吸収源CDMによるクレジットを除く。以下「CER」という。）、排出削減単位及び割当量単位をいう。

（交付の対象）

第4条 環境大臣及び地方環境事務所長（以下「大臣等」という。）は、第2条の目的を達成す

る以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、エネルギー対策特別会計の予算の範囲内において補助金を交付する。

一 CDMを利用したコベネフィット支援事業

CDMを利用したコベネフィット支援事業に必要な施設及び設備を整備する事業

二 先進的次世代車普及促進事業

ア ハイブリッドオフロード車を導入する事業

イ 燃料電池自動車又は水素自動車を導入する事業

2 前項第1号及び第2号の事業に係る補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。ただし、前項第2号イの事業にあつては、ア、イ、ウ及びオのみ、第2号アの事業にあつては、アのみとする。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 国際コンソーシアム（日本法人と外国法人により構成され、事業実施を効率的に推進する組織）

オ その他大臣等が適当と認める者

3 2者以上の事業者が共同で第1項各号の事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 前条第1項第1号及び第2号イの事業

一 事業ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

二 前号で算出された額と別表第1の1第2欄（前条第1項第2号イの事業にあつては別表第1の2第2欄イに係る同表第3欄）に掲げる補助対象経費額とをそれぞれ比較して少ない方の額を選定し、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号アの事業

別表1の2第2欄アに係る同表第3欄に掲げる補助対象経費の支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と前条第5項の規定に基づく実施要領で定める基準額とをそれぞれ比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて算出した額とする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

一 申請書の提出先は以下のとおりとする。

ア 適化法第26条第1項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を地方環境事務所長が行う場合

事業実施者は、第4条第1項第2号の事業について申請する場合には様式第1による申請書を地方環境事務所長に提出して行うものとする。

イ ア以外の場合

事業実施者は、様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

二 第4条第1項の事業実施者にあつては、補助金の交付申請に当たって、実施要領にて定める書類を添付しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 大臣等は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとし、その際は次に掲げる条件が付されるものとする。

2 大臣等は、交付の申請がなされた全ての補助事業については、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

3 このほか、大臣等は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で大臣等に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、大臣等に届け出なければならない。

(変更申請の承認)

第10条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を大臣等に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けなければならない。

一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表第1の1第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に

伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

- 2 大臣等は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を大臣等に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第14条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について大臣等の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を大臣等に提出しなければならない。

(事業実施者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第15条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間(第4条第1項第1号の事業実施者にあたっては、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載するクレジット移転期限までの間)において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣等に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 事業実施者は、補助事業を完了したとき(第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を大臣等に提出しなければならない。

- 2 事業実施者は、第6条第4項ただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17条 大臣等は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。その際、第4条第1項第1号の事業実施者に対しては、第29条に基づき移転する京都メカニズムによるクレジットの量を確定し、併せて通知するものとする。

- 2 大臣等は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

- 4 大臣等は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を大臣等に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 大臣等は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより大臣等の指示を受け、この指示に従わない場合
 - 二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合
- 2 大臣等は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣等は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業実施者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 大臣等は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまでは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書を大臣等に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

- し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
 - 4 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

- 第22条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 第4条第1項第2号の事業実施者にあつては、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - 3 第4条第1項第1号の事業実施者にあつては、前項の帳簿その他の証拠書類を、補助事業完了後5年間又はクレジット移転期限までの期間のいずれか長い期間保存しなければならない。
 - 4 大臣等は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

- 第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第12により速やかに大臣等に報告しなければならない。なお、大臣等は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
- 2 前項の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

- 第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

- 第25条 大臣等は、第6条又は第10条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(知的財産権の譲渡)

- 第26条 事業実施者が技術開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行われなければならない。

(知的財産権の届出)

- 第27条 事業実施者は、事業実施者又は前条に規定する知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が技術開発事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を大臣等に届け出なければならない。

(収益納付)

- 第28条 大臣等は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があつたと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。なお、第4条第1項第1号の

事業にあつては、京都メカニズムによるクレジットによる物納を可能とする。

(京都メカニズムによるクレジットの移転)

第29条 第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、補助金の交付額に応じて、様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する量の京都メカニズムによるクレジットを様式第1別紙3のクレジット移転計画書に記載する移転期限までに、日本国政府保有口座へ移転しなければならない。なお、クレジット移転量は、補助事業によるクレジット発生量の1/2を下回ってはならない。

2 前項の規定による京都メカニズムによるクレジットの移転は、第16条第1項に基づく実績報告書(様式第8)の別紙2の実績報告に基づくクレジット移転計画書に記載する年次計画に従って行うものとする。

3 第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、前各号の規定に基づき京都メカニズムによるクレジットの移転の全部又は一部を行った場合には、10日以内に様式第13による京都メカニズムによる移転報告書を環境大臣に提出しなければならない。

4 本条第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号の事業に係る事業実施者は、同項に規定する移転期限までに同項に規定する量の京都メカニズムによるクレジットの移転が行えない場合には、不足する量を遅滞なく補填しなければならない。ただし、移転が行えないことにつきやむを得ない理由があると環境大臣が認める場合には、この限りではない。

(その他)

第30条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(附則)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別表第1の1

1 事業区分	2 補助対象経費
CDMを利用したコベネフィット支援事業	二酸化炭素の削減と同時に環境汚染物質を削減するための施設及び設備を設置する場合にあっては、必要な本工事費、附帯工事費、機械器具費、測量及び調査費、初期調整費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第1の2

1 区分	2 種 目	3 補 助 対 象 経 費
先進的次世代車普及促進事業	ア. ハイブリッドオフロード車	ハイブリッドオフロード車として設計、製造されたものを導入する場合の車両本体価格と、同種の通常型オフロード車を導入する場合の車両本体価格との差額
	イ. 燃料電池自動車、水素自動車	燃料電池自動車又は水素自動車として、設計、製造された自動車を導入するものであって、リースによる導入に必要なリース経費

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きに必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいう。
		備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。